

長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子 地区説明会 議事録

日 時 平成17年11月 7日(月)
午後 3:00～午後 5:00
場 所 飯田合同庁舎501会議室

事務局

（あいさつ、条例骨子の説明）

それでは質疑応答に入らせていただきますが、方法としましてまず挙手をお願いいたします。担当とか係員がマイクをお持ちしますので、マイクをとおして質疑をお願いしたいと思います。

それでは今の条例の骨子につきまして、質疑のある方挙手をお願いいたします。

県 民

はい。 村ですが、お願いします。

まず5ページのところで、分野別の地球温暖化対策ということで、事業活動に対する施策の中です。その中でエネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者というのがあるんですが、これは農家の、例えば温室がありますね。

今、現在でいいますと、かなりのA重油を使わないとできないという部分があります。そのA重油もかなり値段が高くなってきていて、今、農家の方もだいぶ苦労しているという部分が多いわけなんです。そういった部分がこの事業者の中に入るのかどうか、それが一点。

それからもうひとつであります。自動販売機の関係であります。この中で一応6ページの方ですが、「県は、24時間営業事業者または自動販売機に関して、地域からの申し出を受けた場合は関係者の意見を聴いて県と地域と事業者の三者を協定を締結する」とあるわけですが、今、東海沖地震とかそういうことで、コカコーラ、ダイドー等の自動販売機のところで、災害等においてはその自動販売機が無料になるという協定を結んでおります。

というのはインターネット等を使いまして、こちらの方から送ることによって、それが一齐にゼロという形になって、誰が押してもそれが出されるという協定を結んで、自治体で結んでいるところが、かなり今広がってきております。

それ自体も、コカコーラとかダイドーとか、そういった業者にしてみれば、かなりの高いコストで自動販売機を設置しておりますけれども、ただそれについてもコカコーラやダイドーに方では、そういう災害に遭ったときには、何としてもそれはしていかなければならないということで、設置をしているという部分がかかり各自治体の方で普及しているという部分があります。

そうした部分については、どのようなお考えを持っているのか。今言うように地域の方で、そういうところと協定を結べば、それはいいと言うのか。またそれからそういった部分で、地域によってはここにも設置してほしいという場所があります。

そういったところにやったときも、それはいいのかどうか、そういった部分もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

事務局

最初のご質問は、どうかということなんです。基本的にはかかると考えていただきたいと思います。ただ一定条件を充足するかということ、省エネ法が年

間で1,500k、重油換算ですので、1,500 k というのは、ひよっとすると3、4k を毎日使わないと該当しません。

それほど大量の石油、化石製品を使う農家かがあるのかどうかというと、多分こぼれてしまうのではないかと。ですから、網の目を小さくすればそういう農家も産業ですので、引っ掛かってくるというように一般的には考えていただいて結構だと思います。

次、自販機です。自販機は、おっしゃられたように例えばサントリーも、屋内設置型の横をこうやると缶が取り出せるようにするとか、災害対策はあります。24時間営業も、セーフティステーションということで、24時間開いているから私たちのところへ駆け込み寺で逃げてきてください、何かあればお助けしますよと、そういうのがございます。

つまり営業とか自販機は、その業界が多分、私の想定でものを申し上げて申し訳ないのですが、何かやはり社会からいろいろ悪の権化のように言われているので、社会的に貢献しないと平らなところに来ないという意識があるのかどうか分からないのですが、ですから社会的にいいことをするということと、それがあるということの反社会的な部分というのは、やはり両方着目して見なければいけないと思います。

ここの協定の中にあるのは、必要なら使って置いてもらって結構なんです。ただ地域の方もいらないと言っているときに、そこに置いておいていいんですかという投げかけになっています。ですから例えば今まで県の景観条例があるんですけども、自販機を置かないという新興住宅地というのもありますし、自販機は見えないように隠すということで妥協しているところもありますし、その考え方というのは地域それぞれですので、それぞれの思いを盛り込んで業者と、その妥協した内容、合意した内容について、皆さんに対して宣言していただければいいので、こうでなければいけないということを私どものほうから押し付けるものでは毛頭ないということをご理解いただければありがたいと思います。

事務局

ほかにございますでしょうか。
はい、どうぞ。

県民

村ですけれども、15ページの方で、事業活動の上から2つ目、温室効果ガスの排出状況削減計画、実績報告書の作成、提出、公表ということで、事業者の中に県市町村が入っております。この市町村というのは、規模で該当、非該当があるのかどうかを一点お聞きしたいと思います。

事務局

一般論というとな変な話ですが、私どもというかこの条例ので考えている中は、一定規模以上ということでございますので、一定規模に満たないとこの作成、提出、公表義務は発生いたしません。

しかし今度、率先実行計画というので、県の現地機関に合わせて市町村の担当にもご足労いただいて説明をしているものがございまして、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条というのがございます。

この中で、「地方公共団体は」というのがございまして、これは実行計画を作成して、公表して、結果はどうだったから公表しろといったくだけりがございまして、この中で義務付けられますので、これが18年の4月以降の施行になりますが、条例の網は抜けても法律の網は抜けられなくなっております。

ですから、そういう言い方をすると条例では義務付けられませんが、法律上義務付けられることになります。

県 民

もう一点よろしいでしょうか。ちょうど見本が、この県の、県民計画の概要版のほうの6ページに、省エネラベル、これがありますけれども、最近家電の量販店など行きますと、こういったものが非常に目につくようになってきました。

消費者も非常に参考にはなるんですが、逆にメーカー側が古いタイプを、もとの価格をかなり下げて、同じ能力のもので比べるともとの値段が安いために、古いものは節電効果は悪いんですが、この10年間の電気代と購入価格を合わせてみた額が、最新のものと比較すると、最終的に消費者にとっては古い、省エネ効果の少ないもののほうが安く手に入るという逆の現象が出ているんですよね。

こちら辺に対する、業界指導等の考え方はお持ちでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます、業界というか販売戦略、大手家電量販店もそうですが、そういったことでやっております。ですから私も考えているのは、表示はするんですが、これは無い袖は振れないんで、将来的にランニングコストがいくら安くなるといっても、最初にお金が払えなければしょうがないという部分があります。

ですから説明は義務付けるんですが、購入は義務付けているわけではございません。そこまでできればいいのですが、基本的にはもう個人の判断でお願いするしかありません。業界にも、これが今最初は東京と京都と長野県の3つで始めた省エネラベルですが、全国的に広がりつつあります。

将来は経産省の省エネラベリング運動に取って代わる可能性もございます。あるいはヤマダ電機とかそういうところでは、独自に自分たちで省エネ性能を表したラベルを張ったり、ビックカメラではそういう手引書みたいなもので、査証冊子を作って、昨年度自分たちで独自の活動をしたりしております。

そういった形で、量販店も動いてきております。メーカーさんについてもお話をしているいろいろはしております。ただメーカーに義務付けるというのは、基本的には県外でつくられてくるものに長野県の条例が及ぶかという部分、地域的な部分もありますので、これは全国的な運動の中で達成していければなと思っています。

長野県がそれを義務付けてというのは、東京都や外国でつくられている製品を、表示しろというような形でできるのかどうか。メーカーも直接ではなくて、問屋さんとか系列のところを動いていったりしますので、こういったことでいろいろな方のご協力を得て進めていきたいとは思いますが、メーカーに義務付けるというのは若干困難を伴うのかなと思いますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

村さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どのようなことでも結構です。例えば誤字、脱字があるとか、そんなことでももちろん結構ですし、ここの意味がよくわからないとか、ここはちょっと私はこういう考え方には反対だとか、そういったようなご意見でも結構ですし、あるいはこういったものをやってほしいというご希望でも、もちろん構いませんので、せっかくの機会ですので何なりと、

どうでしょうか。

検討会の委員さん、3名がこちらの方へおいでになっています。こういった検討をしていく経過の中で、どのような議論があったのかとか、そういったこともお答えできますので、どなたか、どのようなことでも結構です。いかがでしょうか。

それでは、今まで7回の検討会を重ねてまいりまして、やっとこの条例の骨子が出来上がったのですが、委員さん3名さまそれぞれ条例にかける思いというのが、非常に強いものがありになると思いますので、ちょっと時間をいただいて一言ずつその思いを述べさせていただいてよろしいでしょうか。

黒沼委員

では、かきくけこの黒沼で、あいうえお順で。

私は「環境の世紀を目指して、松本発21」を松本市でやっております。主に主婦が中心でやっておりますが、今は中心に私もカーフリーデーといって、松本市が中心なのですが、企業がマイカー通勤を削減するというのでしょうか。それと自分たちの車を持つ生活を見直そうと。

そして出ている二酸化炭素の削減と、健康に結び付けて、私もこんなに太っておりますが、歩くことによって健康と美容を取り戻すという、そういうことができればいいなということで、そういう活動をしておりまして、そして今度は条例づくりで5月から入らせていただきました。

そしてもちろん私は、そういうことをやっておりますので、長野県の公共交通をやはり脱温暖化という観点でシステムをつくって、そして公共交通の移動に転換できるような、何かそういうことができないかということで、そして今回この条例づくりの中で、かかわらせていただいております。

今の行政ですと、お金が逼迫していると、財政困難であると、国からも地方に流れてこないという、そういう状況の中で、公共交通をほんとに充実させるためにシステムはできるのかどうかという、そういう議論をいたしました。

だけどお金をどこから持ってくるかということと、それから飯田市のように南にあります。わたしの住んでいる松本、それから長野市、北信の方をどうやって移動の利用の便がよくて、しかもお金も安く、交易ができるかというようなことは、やはりほんとに私たち英知を出せば何とかなるんじゃないかというふうな感じでおります。

ちょっととりとめありませんが、ここに県として脱温暖化が主体の公共交通の見直しという、その義務という項目が入っているわけなんです、皆さんは、どうお考えになるのか、ぜひご意見をお聞かせいただきたいと思ってまいりました。

牧内委員

牧内でございます。飯田市で環境課長を務めておりまして、委員には市町村の代表という立場じゃなくて、個人の立場で参加させていただいておりますけれども、発言はやはり仕事を通じてという発想になりますので、市町村から考えるとどうなのかという立場で発言をさせていただいております。

飯田市でも、いろいろな取り組みをそれなりにやっておりますけれども、痛感をいたしますのは、こういう地球温暖化防止対策というのは一地域でできること、市町村のできることというのは、かなり限られたことなんですよね。

やはりまさしく地球規模の問題ですから、広域的に取り組んでいく必要が一番あるなということを痛感しております。そういう意味で県レベルで、ほんとは国レベルでもっといろいろなきめ細かな、温対法(温暖化対策の推進に関する

る法律)はありますけれども、対策等ができるといいなというふうに思っております。県レベルで大きな取り組みとして進められることが、市町村の取り組みのバックアップをしていただくことにもなるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど何点かご意見がありました、やっぱり環境というのは裏返すと経済の問題です。やっぱり経済のことを抜きに、理念だけでは具体的な取り組みになってきません。

そういうところで、先ほどの24時間ですとか、自動販売機の協定というのも、難しい側面があるなというふうに思っております。先ほど事務局の方で説明がありましたけれども、前回まで骨子(案)のレベルですと地域の申し出によって協定を市町村と事業者が結ぶということでありましたけれども、協定の主体者に県が入ってくるというふうなことになってきておまして、そういう意味で小さな取り組みも全県的に評価をしていく、大きな取り組みの中に位置付けていくということが、小さなことを積み重ねて活動を広げていくということになるのではなかろうかなというふうに思っております。

今回骨子の中でも、また市町村の皆さんのご意見をいろいろな立場で、それぞれ考え方があると思っておりますけれどもお出しをいただいて、特に協定の部分というのは義務付けということではありませんから、当事者がやれることをやろうということですから、どんなことができるのか。

資料でいいますと6ページ目のところ、現段階では「県は必要に応じ、24時間営業または自動販売機に関して関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結する」という文書になっておりますけれども、例えば必要ってどんなときなのかとか、広域的に県が取り組んでいくということは、私は特に強く求めたいというふうに思っておりますけれども、またそんな観点についてもご意見があれば、お出しをいただきたいなというふうに思います。

宮本委員

宮本でございます。私は千曲市の地域協議会の代表ということで、この条例づくりに関わらせていただきました。地域協議会といいましても、まだ去年の7月に発足したばかりで、名ばかりで一時的活動はしていますが、これといった目立った活動はまだしていません。

でも子どもとのつながりは、だいぶ前からありまして、5、6年前から地元で子どもの環境教室の世話係をやっております。私も子どもたちにいつも伝えたいことがいっぱいあるので言っているのですが、ほんとに豊かな時代に私たちは生きているなと感じております。

ほんとに、利便性のみを追求しすぎているのではないかと思います。事業者の方にしてみますと、例えば先ほどおっしゃっていただいたように、自販機は無料になるから置いておいていい。それからコンビニはセーフティステーション、駆け込み寺になっているから、夜中の2時、3時に歩いている人にはとても安全な場所だとか言われますけれど、ほんとにはそれは私たち人間が生きていく上で、あるべき姿ではないなということを問いかけたいと思います。

3交代とか、それから女性の社会進出とか、それから深夜労働者とかいらっしやる中で、確かに便利なものですがけれども、必要でないところも必ずあると思うんです。ですからそういう無駄な場所は、それなりに私たちと事業者の方、また行政の方と知恵を出し合って、お互いの立場を尊重し合って、よく話し合って協定ができていくことを願っております。

ほんとにエネルギーとか環境とか、青少年の育成とかいろいろ考えてみます

と、今の生活が本当にいい生活だとは思っておりませんので、考えるよい機会になったと思っております。

私たち委員だけでなく、皆さんと一緒にこの条例をつくっていきたく思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

今3名の委員さんからお考えをお聞きしました。こういった考え方に対して、皆さんのご意見あるいは条例のこの文章に限らず今の考え方に対するご意見がございましたら、何なりと意見交換をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。このほかにも6名の委員さんがいらっしやいまして、それぞれの会場にご都合のつく委員さんに出席していただいております。きょうは特に女性の委員さんがお二人お見えになっておりまして、9名のうちの女性の方2人がおいでになっておりますので、女性の立場ということからも、いろいろご意見がございましたら、この中にも女性の方がいらっしやいますのでいかがでしょうか。

どうぞ。

県民

今日はこのような席を設けてくださり、ほんとにありがとうございます。条例づくりの方で、ご尽力くださっているということで大変感謝しております。

飯田市の にあります、 協同組合と申しますけれども、私たちで県産材を使って木質のペレットを使って、バイオマスエネルギーの普及というような形で進めているんですが、ここ最近気になっていた点がございまして、ちょっとそちらのほうで、この本条例とあと県の方でつくられている廃棄物の関係の条例の方なんですが、私の考え方で、軽率な意見になってしまうとほんとに残念なんですが、そちらとの連携を取っていただきたいということがあります。

というのは、廃棄物対策の方の条例が、木くずというような枠組みで準廃棄物というカテゴリーを設けまして、木質が廃棄物の扱いになってしまうというような、ちょっと残念なことが起きているんですね。

今ペレットを現在つくっていて思うことが、利用できる木質がたくさんあるのに、そしてこれが非常に余って、かすのように扱われているのに、それを準廃棄物というような指定をしてしまうと、これもまた設置する場所、維持管理に廃棄物法の適用になるというようなことなんですが、そうなりますとバイオマスの利活用がどうしても減速するのではないかとというきらいがあるので、ちょっとそこら辺なんです。

現在バイオマスの利用の方法としましては、チップボイラーとペレットボイラーの2種があるんですが、そちらを使っていくことに関して、木くずチップというのがボイラーでも燃やせるというような、今基本的なメーカーさんの動きなんです。

それに対して、どうも県の廃棄物条例の方で、焼却施設、焼却機器を持っている施設だということで、廃棄物の適用をしてしまうんじゃないかということなんですが、そうなりますとどうしてもチップボイラーを使っていこうですか、ペレットボイラーを使っていこうという企業が減ってきてしまうという心配が現在ありまして、どうもこの地球温暖化とか二酸化炭素の削減が大事なときなので、その辺をものすごく繊細に扱ってもらえればというのが、実際、今感じているところで、こういう大きな枠組みの地球温暖化防止条例とかが、特別法の扱いとしてそういった廃棄物条例の方にも、少し働かきかけができる

ような状態で作られれば、大変ありがたい話です。

現在、間伐材の利用でどうしても苦しんでいるというのが現状でして、こら辺の製材ですとか、木材業者はどうしても端材とか背板という部分が出てしまって、それを何とかして使わなきゃというのも自分たちが分っているところで、焼却してしまうのもまずいことだともわかっているんですが、実際その方法がどうしても行き詰まりを見せていまして、そこへきて今度、廃棄物の方でそういう条例で廃掃法の適用を受けますと、もう手続きが非常に煩雑で、維持管理もかかっていってしまいますので、そうした場合にバイオマスエネルギーとして、今度ボイラーの設置の事業者さんに使っていただくときに、どうしてもコストが上がってしまうというような状況になりますので、それをどうしてもバイオマスを扱うものとしたら廃棄物という扱いではなくて、再生、再使用をしているんだということで、ちょっと何か枠組みを変えていただきたいというのがあります。

ほんとにバイオマスのエネルギーについては、温暖化防止に非常に役立つということは言われておりまして、そこら辺のほうからちょっと廃棄物法に、バイオマスに関して余地を残してもらえような方向で動いていただければと思います。

やっぱり条例同士の連携を取っていただくような方向で、考えていただければと思いますけれども、その辺どうでしょう。

事務局

今、大事なお話だと思います。木材のチップに限らず、例えば下水道の汚泥をそこから出すと廃棄物、その中で例えば昇華ガスを取ってガス化して製品にすると、製品になる。有価物なのか廃棄物なのかという線が、昔の考え方でいくともう廃棄物以外なかったというのが実態でございまして、廃棄物だったら廃棄物扱いという措置が取られてきたのだらうと思います。

今言われまして、その木質のペレット。例えば住宅を取り壊したとき、木が廃棄物としていくのか、これを例えば有価物として、資源として取引されていくべきなのかというような問題もございまして。これはまた廃棄物の条例の中でどうなっているか、私どもはちょっと廃掃法はプロじゃないものですから、分りかねる部分もあるわけですが、現実には聞いていながらも、バイオマスの循環を図っていく上で、ちょっと今の法律の中ではできないなど。

同じ敷地の中でプラントを建てないと、次のステップに進めないようなものがあつたりしまして、その辺はまた廃棄物対策課と話をしていく中で、時代に合わせた考え方はあってもいい。それは長野県から提案しても、例えば法律みたいなものは、やはり扱いについてひとつの県で決めるわけはいきませんので、それは県としての要望ですとかそういった部分を相談する中で言われるとおり、せっかくの資源をそういう形で廃棄物だとか準廃棄物というのは、何か変な話汚いものみたいにして、忌み嫌う部分もありますので、そういうことがないように資源は資源としてきちんと扱えるような形にしていけるように考えさせていただきたいと思います。

これは廃棄物対策課と相談させていただきたいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。予定しております時間は5時までということで、時間はたっぷりございますが、皆さんあれでしょうか。

はい、どうぞ。

県 民

と申します。
この条例で21%減らさなければいけないんだけど、減らせる自信はありますか。

黒沼委員

どなたにお聞きになっていますか。

県 民

全員の方に聞きたいですね。そういうことを思っにつくっていないと、こんなものただただ言っているだけになってしまうので、ほんとに21%減らせるんですかという。

黒沼委員

それは私こそ、どのようにして私ども国民が日本に住んでいて、この地球を永続的に持続可能な限り伝えていくという意味では、どのようになさりたいと思っいらっしゃるかということ、それぞれの領域で思っているのもあるんですが、その聞き方だご自分は何もなさらないという、そういうことに聞こえるんですがいかがでしょうか。

県 民

条例があれば、それを守っていかなければいけないんで、守っていくんですよ。努力義務があったり、義務付けがあったりいろいろするんだけど、そういったことを当然守っていくんだけど、つくっている方として、この程度の甘い条例でほんとに21%減るんですかというのが、まず質問の1です。

もうひとつ、いいかげんなことを書くなと思うのは、これだけアップダウンのあるところで自転車等で通勤するうんぬんを書いてあるんだけど、こんなのはしょせん無理な話じゃないのかなというふうに思うわけです。松本平ならいいかもしれない。長野ならいいかもしれない。飯田市のこのアップダウンのあるところで、自転車なんか使えるのというところを、もう少し考えるべきじゃないかなと思うんだけど。

牧内委員

自転車のお話は、私も飯田市の者ですからごもっともだと思います。ただこうでなくちゃいけないというのではなくて、やはり地域、地域は今のお話のように松本と飯田はまったく同じじゃありませんから、取り組みの方法というのは違って当然です。

ただマイカー通勤の削減を図っていこうという、そのことでは皆さん考え方としてはご理解いただけるんじゃないかなと思います。あとそれをどういうふうに転換をしていくかというのは、地域やそれぞれの個々人の考え方もあるでしょうけれども、総体として今おっしゃるように自転車じゃなければだめだという話ではないというふうに、私自身は受け止めて理解をしております。

県 民

言い方が悪いかもしれないけど、公共交通機関というのははっきり言ってないんです。なくて自転車等というふうに書かれてしまうと、「ふうん、自転車なのね」と思わざるを得ないんですね。

県は整備に取り組むと書いてあるんだけど、じゃあそれはどういうふうにやるのかなというのが、逆に疑問になってくるんだけど。ほんとにバスを走らせてくれるのだろうか、電車は無理だからバスなんだろうけど、走らせてくれるのだろうかというところなんですよね。

バスは赤字でだんだんやめてきているのが、現状だと思うんですけどね。

今、ご指摘の件でございます。自転車の話、バスを走らせてくれるのかというお話というよりは、今、牧内委員も言われましたように、私たちはどういう行動を規範としていくのかという部分で考えていくべきじゃないのかなという事で、バス協会にも言われました。

皆さんが言うけれども、バス離れ、マイカーが増えてきたんでバスは休止して、タイヤがどんどん不便になって、悪循環の末に今の状態になったんだと。赤字バス路線については、補助金等はなくでどんどんやめていっている状態ですと、こういうことを言ってほんとに戻ってくるんですかというお話もありました。

ですから戻ってくるという保証はないんですが、そういうことを心掛けて動きが出てくれば、バスも、またタイヤの状況とかそういうこともやってくださるんだろうと思いますけど、そのためにどういうことをやるかというのは、公共交通機関、自転車というのは例示というようにお考えいただければいいだろうと。

これは条例の条文としてそのまま当てはまるということではないと思っていますので、考え方とすれば、自転車なのか徒歩なのか、できる範囲なら徒歩で、歩ける範囲なら徒歩で、それ以外やはり環境に配慮した乗り物の使い方を心掛けていただきたいという表現だということでご理解いただければ、大変ありがたいと思います。

そういった皆さんの行動を、やはりサポートするために県は何をするかということで、地域ごとに協議会、公共交通機関との話し合いを持った、そういう協議会も立ち上げて動かしていくということで今考えておまして、ですからその地域ごとに、牧内委員が言われましたように地域にあった行動、スタイルというのもあると思いますので、それごと地域ごとにお考えをいただくということと、やはり皆さんにご協力をいただかないと進まないというのが事実でございますので、そういった心掛けをお願いしたいということで、ご理解いただきたいと思います。

最初の第1項目で、この条例で21%減らせるのかというお話でございますけれども、委員さんたちをお願いしているのは、やはり条例というのは基本的に時限立法という5年とか10年という考え方で、第一約束期間を目指したもののというよりは、2050年という当面の最終目標というものがありませんけれども、やはり行動の規範として普遍的な部分を盛り込んだ、そういう言葉での条例であるべきではないかと。

施策を進めていくのは県民計画であったり、先ほど申し上げました、どのように行動していくかというのは、ガイドラインを県が策定してお示しして、皆さんに「こうやってください、そうすればこのくらいになるのではないですか」ということはやります。

それが今度第三者による検証を経て、足りない。「県のやったことは生ぬるくて、なんだ3%にも満たないじゃないか」と言われたら、今度は条例で見直すことが必要であれば条例で罰則を設けて、強いていく、強制していくということもあるかもしれませんが、届け出をいただくメッシュのサイズを細かくして、拾える範囲を広くして、皆さんでやってくださいという形で進めていくことも考えられると思います。

ですから今、投げかけられました21%、これで減らせるのかという問いかけに対しては、残念ながら「そうです」というお答えはできないということです。

ただこれを載せた県民計画とガイドラインと、あと皆さんにお願いしていくいろいろな施策、この後ろの減CO₂プランの一番最後のところにもあります。冷房1度を高くして、暖房を1度低くすれば、年間31kgのCO₂の削減になりますとか、ちょっとした心掛けで協力していただける事項がございますので、こういったことを皆さんにお願いして、理解をしていただいた上で協力していただけるように進めてまいりたいと思います。

ですからこれに期待するのではなくて、今後皆さんとともに進めていく施策、一緒に取り組んでいただいて、期待していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

県 民

それは意図はわかりますが、きょうだってこれしか来ていないじゃない。そのぐらいの関心しかないでしょ。それが事実でしょ。どういうアピールをしているのか、私はたまたまホームページで見て来たんだけど、これしかないんだもので、みんなで一緒にやってみましょうと堂々と言っておられるけど、ほんとにそうなのかなと思いますけど。

宮本委員

午前松本会場で、同じようなご意見がありまして、やはりこの条例づくりのPR不足ということは、私どもも感じております。

まだまだ時間があると思いますので、事務局で手を替え品を替えPRしていただくのがいいんじゃないかということで、松本会場でもお願いしたばかりですけれど。

黒沼委員

私は最初の質問からずっと考えていたんですが、先ほど 村からおっしゃられた24時間営業の問題と、それから公共交通の問題も、やはり現在ある例えば24時間の営業権と私たちがずっと住み続けるという生存権の問題と、やっぱりそれが優先順位がなくて対等になっているということが問題であって、しかもそこそこに皆さん暮らしていけるという現状で、未来予測というんですか、迫りくる私たちの危機というものについて、漠然と不安は感じているけれど、これについて何ら目を背けて生きていければ、私たちの代では多分大丈夫ではないかという安心感が、皆さんにあるのだろうと思うんです。

ですから理念で戦うとか、そういうことではやはり弱いだろうと思うし、わざわざここまで来てくださっている方々は非常に関心が高く、何らかの自分の魂や意思を持っていられるから、いらして下さっているだろうと思うんです。

ですので、余計にお伝えしたいと思うんですが、この条例はつまりこれでは終わらない、絶対に終わらないと。ということで、この条例の条文だけでは全然何も変わらないだろうと思うんです。義務というんですが、ペナルティもないわけですので。

これはやはりどうしたら絵に描いた餅にならないかということ、絶えず検討会でも議論したわけなんです、どうしたらここから具体的な問題、私たちの直面している危機に対して、穴をひとつでも空いて、さっきもおっしゃられたけれども、竹松さんもおっしゃられたように、協働でやることではないかということなんです。

やはり行政がイニシアチブを取って、社会的な弱者と言われる方々、それから経済的な雇用の生み出し方、そういうことを積極的にイニシアチブを取ってやることと、それから私たちのような一般市民が、普通の市民が、どこまでネ

ットワークをつくるか。新しい、脱温暖化というキーワードで、どこまでそういうキーワード、志を持った人たちでネットワークをつくることができるかという、そこにかかっているんじゃないかと思われるわけなんです。

ですのでペナルティもないし、これは絵に描いた餅になるのではないかと予測されるのは、ほんとにそのとおりなんです。ここからまず始まって、どういことができるのかというところを、ここを出発点にできないものなのかなというのが私の願いであります。

県 民

わかりました。出発点は、もっともっと前にあって、これの前に1個あったじゃないですか。ただ、つくっただけのやつが。あれもまったく実行せずにこれに変わってきているんだけど。

何かの会議のときに、県会のときに、田中知事が「条例をつくります」と言ったので、それをつくっているんだと思う。それで来年の2月に条例をつくると思う。そう思って聞きに来たんだけど、「まあ、この程度か」というふうに、実は私は思っているんですけど。

まだ網も決まってないし、何も決まってないんだけど、2月に県会へこれを出すわけですよ。

事務局

事務局はそうしたいということで、プランは、スケジュールリングはしてありますけれども、先ほど松本会場でもお話ししましたように、協働で進めていくという話からすれば委員さんの方からも条例の周知活動が足りない。

皆さんにやはり理解していただくためには、もっと足しげく通って皆さんにご説明して、理解を、協力を得られるような形でなければいけないという必要性もありますので、皆さんからそういうご意見をいただければ、それ相応の期間、皆さんによく理解していただいて、協力しようという気になっていただくまで、そういうような期間は必要ではなかるうかと。

そういったことで進めていくことは、別に事務局の単なる予定でやったスケジュールで今進めていますけれども、それよりも皆さんの意見の方が重いと思いますので、そういった形で、そういった部分また委員さんにご検討いただく中で、より良い方向で条例の実効性が上がるものであれば、すべて検討して対応してまいりたいと考えております。

県 民

ぜひ実効性もうたってあるので、実効性があるように検討をしていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。

県 民

はい。

事務局

はい、どうぞ。

県 民

すみません、今のお話 さんの、ほんとに21%になるのかというのは、私どももこういうのを見ていて、正直思うところなんです。というのは、ただ、今、私の場合は木質ペレットを売っていて、小中学校さんに配っているんですけど、「これはほんとに環境にいいんですか。」、「これ、暖かくないけど大

丈夫なんですか。」と言われるんですよ。

実際、ペレットというものはどういうところからできているのかとか、まだどうしても普及の段階なので単価が下げられないこととかありまして、やっぱりどうしてもそういった疑問を持たれる方は非常に多いということは私ども実感しておりまして、そこで今シーズンから飯田市の方ともお話しして、ペレットの価格を灯油とも並ぶ、それ以下になるくらいまで下げようという形で今、動いております。

実際そういった形にしますと、皆さん協力というのも加速度的に進むというのは実際実感しておりまして、やはり目に見える形ですとか、わかりやすい形を取っていくというのは非常に大事なことなんだなということを感じておりまして、こういった条例が実効性があるのかないのかということになりましたら、私どもが今考えている範囲では、やはり行政と市民と企業、三者が参画したような協働を取っていくというのは、非常にこういった条例には大事なことだと思います。

実効性、数字のことで言ってしまうと、やはりまだ不確定要素があると思うんですが、ただボトムダウンよりもボトムアップとして盛り上げていく、条例をつくっていく。まだ未分化というか、やはり条例のいいところは余裕と拡大解釈の在り方というのが、その条例の良さだと思いますので、やっぱり私ども企業の方としましても、やはり行政とも市民とも連携して頑張ってやっていきたいこともありますので、やっぱりこういった条例があることで、企業の方から働き掛けるといことは十分できますので、いい条例ができるんじゃないかと思います。

ただ実効性、21%というものについては、まだまだ広めなくてはならないというのを私どもは思いますので、何かしらこの条例の良さを生かして、目に見える形にしていくですとか、そういうことはやっぱりこの三者でやっていくことが可能じゃないかと思っていますので、ぜひ皆さんに頑張っていただきたいと思います。

私どもも尽力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。頑張ってください。

事務局

ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

県民

ひとついいですか。

事務局

はい、どうぞ。

県民

村の と申します。

これはお願いといっちはいけません、今ちょうどペレットを作っている業者さんがおられたものですから、ひとつお願いというか、今そういうふうに発言があったものですからお願いをしたいんですが、確かに木質のペレットのストーブを入れるのはいいんですが、うちの場合もストーブは入れてあります。

それ以上伸びないというのは、なぜ伸びないかといひますと、まだまだ灯油の方が単価が安いからなんですよ。市町村の予算というのは、だんだん今交付税が削られ、いろいろな補助金が交付金になってきてだんだん減らされて、どこから切るかといひますと、物件費を削っていくのが一番いいものですから、そうするとできるだけ要は「燃料費を節約しなさいよ。」と言っているやから

に、「高いものをなぜ買うんだ。」という話になってしまいますので、せっかくこういう条例をつくっていただいたら、できるだけ行政も努力はするにしても、それを提供していただける業者の皆さんにも、できるだけ安いものを納入していただかないことには、普及もできないというよりも宣伝もできないと。

行政としてもできないものですから、行政ばかりに押し付けられても反面困るわけです。背に腹は代えられないという部分がどうしても生じてきますので、いいことはわかっていてもだめなんだよと。当面はしょうがないじゃないかという話になってしまいますので、そこら辺も業界の皆さんにもご協力いただくように、県の方からもお願いをしていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

はい。今のお願ひといひいますか、ご要望につきましては、林務部等関係機関、関係部局の方にもお伝えして、どのようなものが一番いいのかということと一緒に考えていきたいと思ひます。

ほかにございますでしょうか。まだ時間はありますが、よろしいでしょうか。

それで、きょうこの場での質疑というのは、ここで出尽くしたということで、終了させていただきますが、ただ先ほど さんの方からもございましたように、実効性を上げるということにつきまして、この条例では甘いんじゃないかというようなご意見もございます。

私ども検討会のほうで、半年にわたって検討してきましたが、こういうご意見があるということでございますので、もし具体的にこうすればいい、ああすればいいというご意見がございましたら、まだここでの質疑は一応出尽くしたということになりますが、14日までパブリックコメントという形で、書面なりファックスなりメールなりで意見を求めておりますので、そういったところへぜひ具体的なご意見をお寄せいただければ、次回の検討会の中で検討することは十分可能ですので、そういったことも皆さんにお願ひいたしまして、本日は骨子の説明会を終了させていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。ご苦労さまです。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)